

介護支援専門員意見書

入所申込者氏名 :

1 本人の状況

要 介 護 度	5	4	3	2～1
認知症等による不適応行動	非常に多い	やや多い	少しあり	なし

2 在宅サービスの利用度

在宅サービス利用限度額割合	80%以上	60%以上	40%以上	40%未満
---------------	-------	-------	-------	-------

3 主たる介護者・家族等の状況

①世帯の状況	独居世帯	高齢者のみの世帯	その他 ()
②主たる介護者の年齢・続柄	歳 (続柄:)		
③介護者の障がい・疾病	なし	あり () 介護は困難・多少は介護・介護は可能	
④介護者の就労	なし	あり (職種等) 勤務 日/週 時間/日	
⑤介護者の育児・家族の病気	なし	あり ()	
⑥他の同居介護補助者	なし	あり (続柄: 日/週程度)	
⑦別居血縁者の介護協力	なし	あり (日/週程度)	

作成者所属		担当者	印
-------	--	-----	---

※ 他の医療機関や入所施設等に現在入院（所）している申込者の評価基準算定は、原則として退院（所）後に予想される状況で判断する。

【作成上の留意事項】

1 「認知症等による不適応行動」

認定調査における行動に関連する項目のうち

「夜間不眠や昼夜が逆転している」・「1人で外に出たがり目が離せない」・「火の始末や火元の管理が出来ない」・「ろう便行為等の不潔行為がある」・「異食行為がある」

に関する項目に「ある」又は「ときどきある」が1つ以上ある場合で

「非常に多い」=毎日ある場合

「やや多い」=週に1～2回以上ある場合

「少しあり」=月に1～2回程度ある場合

を目安として判断する。

2 在宅サービスの利用度

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数/区分支給限度基準額単位数×100)

算定の期間については概ね3か月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは、次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与等

*他の医療機関や入所施設等に現在入院(所)している申込者の評価基準算定は、原則として退院(所)後に予想される状況で判断する。なお、この場合における在宅サービス利用限度額割合の判断は、入院(所)前の状況や現在の申込者の心身の状況を勘案し、12点を限度に算定する。

3 「②介護者の障がい・疾病」

「介護は困難」 =介護者が障がいや疾病のため要介護者の排泄,入浴,移動,着替え,食事などのA D L全般の援助が困難な場合

「多少は介護」 =介護者が障がいや疾病のため概ね2つ程度のA D L援助ならばできる場合

「介護は可能」 =介護者に障がいや疾病はあるがA D L全般の援助・介護が可能な場合

を目安として判断する。